

# 3月決算総特集

## IX

# サマリー情報の様式使用義務を撤廃 短信・有報の記載内容 見直しのポイント

有限責任監査法人トーマツ  
公認会計士

男澤 江利子

### はじめに

金融庁の諮問機関である金融審議会に「ディスクロージャーワーキング・グループ」が設置され、平成27年11月から議論が開始されていたが、平成28年4月18日に「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」建設的な対話の促進に向けて「以下、「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」という）が公表された。

同報告の提言を受けて、決算短信様式の自由度向上や関連する内閣府令の改正が行われているため、本稿において改正の内容について解説をりたい。

なお、文中の意見にわたる部分は著者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

### ディスクロージャーワーキング・グループ報告

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、企業と投資者との建設的な対話を促進していく観点から、効果的かつ効率的で適時な開示が可能となるよう、決算短信等、事業報告等、有価証券報告書の開示内容の整理・共通化・合理化に向けた提言がなされている。

- (1) 決算短信および四半期決算短信
  - ① 監査および四半期レビューが不要であることの明確化
  - ② 速報性に着目した記載内容の削減による合理化
  - ③ 要請事項の限定等による自由度の向上

### (2) 事業報告・計算書類

経団連ひな型（会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社各種書類のひな型）に即していなくても、会社法施行規則および会社計算規則の記載事項と有価証券報告書の記載事項に共通の記載を行うことが可能であることを明確化し、これにより両者を実質的に一体化して作成・開示することをより容易とする。

- (3) 有価証券報告書
  - ① 経営方針等の記載の追加
  - ② 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の記載の合理化と対話に資する内容の充実
  - ③ 新株予約権等の記載の合理化
  - ④ その他共通化できる項目
- (4) その他共通化できる項目
 

有価証券報告書における「大株主の状況」においても、発行済株式から自己株式を控除することで事業報告との

共通化を図る。

### 東証の公表資料

平成29年2月10日、東京証券取引所（以下、「東証」という）から「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上のための有価証券上場規程の一部改正について」が公表された。また、同日付で、「決算短信・四半期決算短信作成要領等」が改定されている。

#### (1) 主な改定ポイント(図表1参照)

- ① 短信のサマリー情報について、上場会社に対して課している使用義務を撤廃
 

有価証券上場規程40条および806条4項が改正され、東証が定める決算短信・四半期決算短信（以下、「短信」という）の様式のうち、本体である短信のサマリー情報について、上場会社に対して課している使用義務が撤廃された。

これは、ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえ、短信の様式について使用強制をとりやめ、付属資料である短信の添付資料と同様、短信作成の際の参考様式として、上場会社に対しその使用を要